

議案第25号	三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
建築指導課	都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査手数料等を徴収するに当たり、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正趣旨】 「都市の低炭素化の促進に関する法律」の施行に伴い、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正背景】</p> <p>東日本大震災を契機としてエネルギーの需給が変化し、国民のエネルギー利用や地球温暖化問題に関する意識が高まっている中、低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりを推進することが重要な課題となっている。</p> <p>このため、都市機能の集約やそれと連携した公共交通機関の利用促進、建築物の低炭素化等の施策を講じることにより、地域における成功事例を蓄積し、その普及を図ることを目的とした、「都市の低炭素化の促進に関する法律」が平成24年9月5日に公布され、12月4日に施行された。</p> <p>この法律では、市街化区域等内において、低炭素化のための措置が講じられた建築物の新築等をしようとする者は、低炭素建築物新築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができ、低炭素化の措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる一定の床面積について容積率算定の基礎となる床面積に参入しないこととしている。また、認定を受けた一定の新築住宅についても、税制優遇措置の対象となり、この認定事務を実施するために手数料を定める必要があるため、当該条例の一部の改正を行う。</p> <p>【関係法令】 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号） 地方自治法第227条及び第228条</p> <p>【改正内容】 手数料項目の追加【別表関係】 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項における「低炭素建築物新築等計画」の認定手数料を追加する。（別表第30号の10～第30号の18）</p> <p>【施行期日】 平成25年4月1日</p> <p>【予算措置】 平成25年度当初予算に低炭素建築物認定手数料として認定申請件数20件を想定し、1,284千円を計上。</p>	